

留意事項について

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

総合事業を実施する指定事業所（以下「事業所」）は「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」を保険者に提出する必要がある。

さらに、都道府県等は、事業所の届出内容に基づき作成された事業所異動連絡票情報（以下「異動情報」という。）を国保連合会に提出し、国保連合会が保持する事業所台帳を整備する必要がある。

事業所台帳の不備や整備の遅れは、正しく審査処理が行えず、審査スケジュールの遅延等につながりかねない。このため、都道府県等は次の事項を参照のうえ、事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1. 事業所への適切な指導

・届出様式、届出項目の追加に関する留意点

都道府県等は、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）において追加された届出項目「介護職員等特定処遇改善加算」について、「1：なし」「2：加算」「3：加算」のいずれかを設定し都道府県等へ届出を行うように事業所へ指導すること。

なお、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

2. 事業所の届出内容の確実な反映

都道府県等は、事業所から提出された届出内容のうち、変更のあった届出項目については、異動情報の届出項目に反映すること。また、既存の届出内容から変更のない届出項目については、届出様式変更後の取扱いに基づき、既存の届出内容からの読み替えを行い、異動情報の届出項目に反映すること。

3. 国保連合会への的確な情報提供

国保連合会で保持する事業所台帳に対する都道府県からの異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、都道府県等は的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、10月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たなコード体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、新規指定事業所の異動情報については、インターネット請求の準備のために、都道府県から国保連合会へ1ヶ月前に送付していただくようお願いしているところだが（「介護電子請求に関する都道府県・国保連合会合同説明会」（平成26年7月17日）資料108～109ページ参照）令和元年10月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付する必要があるため準備期間を考慮し、10月以前には送付せず、全て11月に送付すること。

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード

保険者は、介護予防・日常生活支援総合事業サービス（以下「総合事業サービス」という。）の情報に異動が発生した場合、総合事業サービスコード台帳を国保連合会に提出する必要がある。

令和元年10月改定に伴い、保険者において単位数単価の引上げが見込まれることから、総合事業サービスコードの見直しがあるものと想定されるが、保険者における総合事業サービスコード台帳の不備や整備の遅れは、不当な請求の返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

このため、保険者は次の事項を参照のうえ、総合事業サービスコード台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1．総合事業サービスコードの変更内容の確実な反映

保険者は「資料11 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票作成パターン」を参考に作成し、変更内容を確実に管理すること。

2．国保連合会への的確な情報提供

国保連合会で保持する総合事業サービスコード台帳に対する保険者からの異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、保険者は的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

なお、令和元年10月改定に伴い設定する新規加算及び単位数変更における異動情報については、10月以前には送付せず、全て11月に送付すること。

受給者異動連絡票

・受給者台帳への変更項目の確実な反映と国保連合会への的確な情報提供

「資料6 留意事項について」の記載中「受給者異動連絡票」を参照のうえ、保険者は令和元年10月からの支給限度基準額の見直しに伴う受給者台帳の変更及び国保連合会への受給者異動連絡票情報の送付を行うこと。